

## 情報公開等に係る要領

制定：平成11年7月21日

改正：平成13年3月27日

改正：平成16年5月27日

改正：平成17年6月3日

改正：令和2年7月20日

日本電気技術規格委員会(以下、「委員会」という)の情報公開について、実施に係る具体的方法については、以下に示すところによるものとする。

### 1. 意見公募手続き（パブリックコメント）について

#### (1) 公開の方法

電気新聞及び委員会のホームページに公告として掲載する。

#### (2) 公開の時期

事務局が決定する。

#### (3) 公開の期間

30日以上、最長60日

#### (4) 外部へ公開する内容

外部に公開する内容は、下記の事項とする。ただし、案件の内容により変更可能とする。

- ・公開の趣旨
- ・公開する「民間規格等」の名称
- ・公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容
- ・原案を策定した民間規格等作成機関名
- ・「民間規格等」の承認予定日
- ・技術基準等への反映の要請予定
- ・問い合わせ先，関連資料入手先，意見提出先
- ・意見提出の締め切り日

#### (5) 公開中に資料提供および資料閲覧の依頼があった場合

##### a. 提供方法

関連資料等の入手希望があった場合は、委員会事務局又は「民間規格等」を策定する民間規格等作成機関事務局から、適切な方法で請求者に関連資料等を提供する。

##### b. 閲覧用の関連資料等の具備

閲覧用の関連資料等は、委員会事務局及び「民間規格等」を策定する民間規格等作成

機関事務局の事務室などに具備し、意見受付の期間中、公開する。

c. 関連資料等の有償提供

委員会又は民間規格等作成機関事務局にとって、提供する関連資料等の作成経費負担が大きいと判断される場合は、有償（実費）とすることができる。

2. 民間規格等に関する意見の公募

委員会が制改定した民間規格等についての質問、改定要望等は、常時受け付ける。受付方法は、電子メールを基本とし、委員会ホームページで常時受け付ける。

3. 委員会の情報公開

(1) 公開の方法

委員会は、以下の方法により情報を公開する。

a. 議事の公開

委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。

プロセス評価委員会は、議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

b. 会議資料の公開

会議の傍聴者への資料配付、請求者への資料提供などにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

また、提供する資料の作成経費負担が大きいと判断される場合には、閲覧・回覧等の方法を取るほか、資料提供を求める者に実費の負担を求めることができる。

c. 各委員会情報の公開

委員会のホームページにより、公開する委員会の情報は、別紙1のとおりとする。

(2) 委員会を非公開とする場合

各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。

a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

c. 個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合

(3) 委員名簿の公開

外部より各委員会の委員名簿の開示要求があった場合、委員名及び所属までの開示とし、住所（所属会社を含む）、電話番号及びメールアドレスは開示しない。

#### 4. 会計処理の公開

委員会の予算及び決算は、委員会で承認を受ける。外部からの開示依頼については、委員長の承認を得て開示することができる。

また、各委員会の直接経費を明確に区分した収支明細は、委員会における正式配付資料の一部として開示する。

#### 5. WTO/TBT 協定に基づく通報、公表等

WTO/TBT 協定に基づく適正実施規準の実施は、国内外の動向、関連情勢等を考慮しつつ、また、経済産業省における通報、公表の動向等も考慮しつつ、決めることとする。

なお、本件に関しては国際貿易上の障害が生じないように、海外から照会、苦情があった場合は、誠実に対応、検討することとする。

#### 6. その他

- (1) 委員会規約は、委員会のホームページで公開する。
- (2) 委員会に参加する団体を常時公募する。公募方法は、「手紙」又は「電子メール」とし、委員会のホームページで常時公表する。

#### 附則 1 (平成 11 年 7 月 21 日)

本要領は、平成 11 年 7 月 21 日より施行する。

#### 附則 2 (平成 13 年 3 月 27 日)

本要領は、平成 13 年 3 月 27 日より施行する。

#### 附則 3 (平成 16 年 5 月 27 日)

本要領は、平成 16 年 5 月 27 日より施行する。

#### 附則 4 (平成 17 年 6 月 3 日)

本要領は、平成 17 年 6 月 3 日より施行する。

#### 附則 5 (令和 2 年 7 月 20 日)

本要領は、令和 2 年 7 月 20 日より施行する。

別紙1 委員会ホームページにおいて公開する委員会の情報

3.(1)Cの規定に基づき,委員会ホームページにて公開する委員会の情報は下表のとおり。

公開の項目	公開の時期	公開期間
1. 委員会の概要 ・ 設立趣旨・目的 ・ 規約 ・ 組織体制 ・ 委員名簿		常時
2. 委員会の開催公告 ・ 開催日, 場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付	遅くとも開催1週間前	開催日まで
3. プロセス評価委員会の開催公告 ・ 開催日, 場所 ・ 議題	遅くとも開催1週間前	開催日まで
4. 各委員会の開催結果 ・ 議事次第, 配布資料一覧 ・ 議事録 ・ 会議の概要, 審議結果	・ 開催後速やかに ・ 議事録確認後速やかに ・ 開催後速やかに	常時
5. 各委員会の活動状況 ・ 委員会開催日一覧表 ・ 委員会の議題一覧表 ・ 民間規格一覧表	・ 承認後に追加 ・ 開催の都度追加 ・ 制改定の都度	常時
6. 事業計画, 事業報告	承認後速やかに	常時
7. 特別委員会の設置, 廃止に係る情報	事案発生 of 都度	必要な期間
8. 外部の意見を聞く公告	必要の都度	意見締切り日まで常時
9. 技術基準の解釈に引用された民間規格	技術基準の解釈に引用された時点	